

令和6年5月28日

担当:総合政策部 広報情報課

電話:41-3504

テレビ難視聴対策に関する補助制度を創設しました

市では、令和5年度に市内の全てのテレビ共同受信施設組合を対象に実施したアンケート調査の結果や、これまで皆さまから寄せられた意見などを踏まえ、テレビ難視聴対策に関する補助制度を創設しました。

今回創設した補助の内容は、<u>テレビ共同受信施設の「解体撤去」</u>および<u>「テレビ電波の受信調査」</u>を対象にした ものです。

参考)テレビ難視聴地域とは・・・

地理的な制約などからテレビ地上波放送を受信できない地域のこと。そういった地域では、地域住民が共同で受信施設を設置し維持管理を行うテレビ共同受信施設組合を組織しており、現在市内には、53のテレビ共同受信施設組合(花巻:10 大迫:15 石鳥谷:6 東和:22)が存在している。 (約2,300世帯)

1 補助制度① テレビ共同受信施設の解体撤去に対する補助

(1)補助の目的・概要

地デジ化やテレビ放送局の電波中継局の環境変化などにより、テレビ共同受信施設を使わなくても、戸別アンテナの設置等によりテレビ視聴が可能な地域が出てきていることから、<u>組合が、テレビ共同受信施設の全部</u>または一部を解体撤去する場合に、その経費の一部を補助するもの

- (2)補助対象経費
 - ①鉄塔・局舎・外構施設・受電設備・送受信アンテナ・送受信機・伝送用専用線・ケーブル・ 中継増幅装置・電源設備・警報装置・監視装置・制御装置・測定器の解体撤去費用
 - ②附帯施設の解体撤去費用
 - ③附帯工事費
- (3)補助金の額

1世帯あたりの負担額を35,000円として、その額を超える分について、市が補助する

(4) 令和6年度当初予算額13,500千円(5組合を想定)

2 補助制度② テレビ電波の受信調査に対する補助

(1)補助の目的・概要

組合が、今後の施設の維持・更新に関する方向性を検討するために<u>テレビ電波の受信調査</u>を行う場合に、その経費の一部を補助するもの

- (2)補助対象経費
 - ①調査地点図の作成費用
 - ②現地調査費用
 - ③報告書の作成費用
- (3)補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額について、市が補助する

(4) 令和6年度当初予算額4,290千円(13組合を想定)

P 4

3 説明会を開催します

以下の日程で説明会を開催し、補助の内容や申請方法等について、組合の皆さんに説明します。

日時	会場
5月27日(月)、18時30分	土沢振興センター 多目的ホール
5月29日(水)、18時30分	大迫交流活性化センター 中会議室
5月30日(木)、18時30分	石鳥谷生涯学習会館 3階中会議室
5月31日(金)、18時30分	まなび学園 2階第2学習室

4 その他

組合の皆さまから要望も多い<u>テレビ共同受信施設の「維持・改修」</u>に対する支援については、国の動向や新たなテレビの視聴方法(インターネットを活用したテレビ視聴など)の技術の進展等を見ながら、市としても引き続き検討を進めています。